

2010 謹賀新年

2010年元旦

歯科医療を守る国民運動推進本部

代表 脇本征男

寅年の新年、明けましておめでとうございます。

昨年中は歯科技工の海外委託問題訴訟に対し、格別のご厚情を賜り、心から満腔の敬意と感謝を申し上げます。

12月22日、最高裁に対し「上告理由書並びに上告受理申立理由書」を提出し、受理されました。これで上告手続きは完了し、今後、最高裁において平成19年6月22日訴訟提起以降の一審、二審の遡上に上った証拠も含めて全ての書面審査が厳粛に行われ、結果が出されるのは3～4ヶ月後となる見込みです。

いにしへの教えに、「井戸を掘るなら水の出るまで」とございます。

ご承知の通り、一旦取りかかった仕事は最後まで成し遂げよ、という意味です。事の重さ、事の大きさによってその取りかかり方も異なると思いますが、私たちは歯科技工士としてのあらゆることにおける基本である、「存在」そのものの危機の原点に立ち返って戦って参りました。

決して原理主義者でも日和見主義者でもありません。人間として、歯科技工士として、この不合理は絶対に許してはならないという信念で、歯科技工士の一分にかけて突き進んで参りました。

一人の歯科技工士として、思想、信条、人間関係や立場の違いからと称し、未だに私たちとの考え方が違うとか、訴訟には賛同できないと言う方がおられますが、私たちの未熟さを反省しつつも大変理解に苦しむところです。

歯科技工士法17条1項で「歯科医師または歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。」このことを今一度復唱し、お考え下さい。

厚生労働省の方か、現在海外委託をしている方でもなければ、このような基本的法律問題を軽視、曲解したまま先送りしているような現状では、潜伏ガンとなって全ての歯科技工士問題に波及し、問題解決はますます遠のくことの必定の自覚がお有りでしょうか。

この一年、歯科技工士にとっての再スタートの最善の歳でありたいと念じつつ、歯科技工海外委託問題訴訟に対し、倍旧のご支援ご協力をお願い申し上げます。

皆様方がお健やかにご多幸でありますよう心から祈り上げ、新年のご挨拶と致します。

以上